

# 九度山町第4次定員適正化計画



平成26年2月

和歌山県九度山町

## 1 現況と課題

本町を取り巻く環境は、経済状況などが大きく変化しており、また、国の三位一体改革等の影響を受けて、自主財源が少ない本町の財政は、非常に厳しい状況にあります。

一方で、町民の行政需要は、ライフスタイルや生活環境の変化などから、ますます高度化・多様化しています。

このような中、限られた財源や資源を活用して、これらの様々な行政課題に的確に対応していくためには、今まで以上に自主性や自立性を高めたまちづくりを進めて行くことが重要であり、そのため行政改革等を推進しながら財政基盤の強化を図っていくことが必要となります。

本町では、平成17年（2005年）に「九度山町財政健全化計画（集中改革プラン）」を策定して以来、平成22年（2010年）にも見直しを行い、従来にもまして課税客体（課税物件）の適正な把握や徴収体制の強化などによる歳入確保や人件費・庁内事務経費の削減、委託業務や実施事業の見直し等による歳出削減などの財政健全化のための取り組みを進めてきました。同時に組織の簡素化や職員数の削減、職員の資質向上、事務の合理化などの行財政運営の見直しにも積極的に取り組んできたところです。

しかしながら本町の財政状況は、平成24年度（2012年度）で、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が94.6%で、義務的経費の割合も58.0%となっており、依然として高い状況にあり、財政構造の硬直化が続いています。また、公営事業を行う特別会計への一般会計からの繰出金については、福祉の充実や公共下水道事業などの生活環境整備の実施、簡易水道事業での施設の老朽化等に伴う施設整備などにより、近年は増加傾向にあります。

職員数については一定の削減を行っているところですが、職員の年齢構成に偏りがあることから、今後の町政運営を見据えて、その是正を図っていく必要があります。

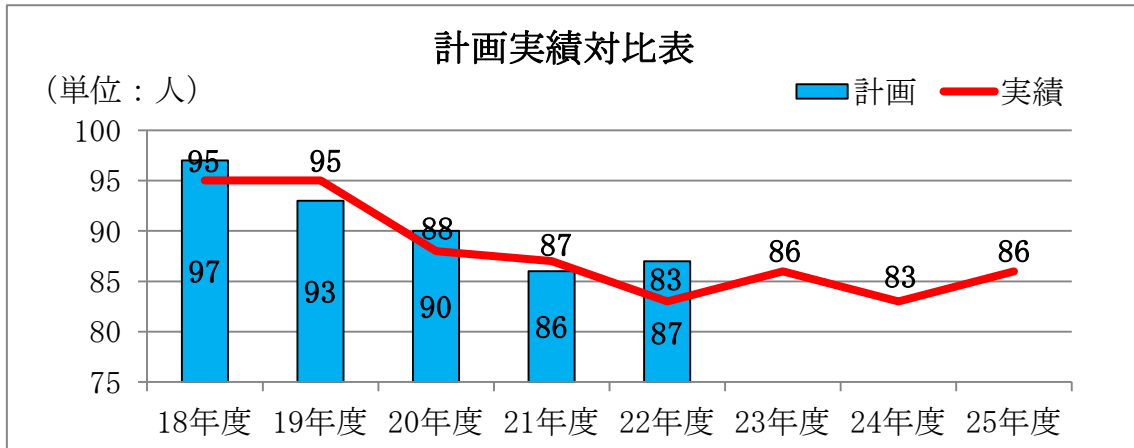
今後もより一層の行財政改革の取り組みを図り、多様化する町民ニーズや課題に的確に対応していく必要があります。

## 2 これまでの定員管理の取り組み

平成18年（2006年）2月に策定された「九度山町定員適正化計画」では、平成18年4月1日の職員数97名（見込み）を基準に、5ヶ年で10名の削減を図り、職員定数も10名削減することを目標に掲げ、定員管理の基本方針である事務事業の見直し、組織・機構改革簡素化合理化、職員配置の適正化、退職者補充の抑制などに努めてきました。

この結果、平成22年度末には職員数が83名となり、計画目標値を上回る14名（14.4%）の削減を達成しました。また、職員定数も105名から95名となり10名の削減を行いました。その後、経過期間（平成23年度～平成25年度）に

においても同計画の取り組みを同様に継続しており、平成25年4月1日現在の職員数は86名となりました。なお、職員数が平成22年度比3名の増加となっていますが、これは職員採用における採用者人数の平準化や組織・機構改革による新たな課の設置などによるものです。



(1) 部門別職員数の推移 (各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数 (人)									対 前 年 増 減 数 (人)									
		平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	
普 通 会 計	福 祉 関 係 を 除 く 一 般 行 政	議 会	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		総 務	25	24	27	23	24	24	26	22	24	▲ 4	▲ 1	3	▲ 4	1	0	2	▲ 4	2
		税 務	5	5	5	5	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		労 働										0	0	0	0	0	0	0	0	0
		農 林 水 産	13	12	12	11	10	9	10	8	9	0	▲ 1	0	▲ 1	▲ 1	▲ 1	1	▲ 2	1
		商 工	1	1	2	2	2	2	2	4	4	0	0	1	0	0	0	0	2	0
		土 木	8	6	6	6	5	5	5	5	6	1	▲ 2	0	0	▲ 1	0	0	0	1
	小 計	54	50	54	49	48	47	50	46	50	▲ 3	▲ 4	4	▲ 5	▲ 1	▲ 1	3	▲ 4	4	
	福 祉 関 係	民 生	7	6	5	5	5	5	5	5	0	▲ 1	▲ 1	0	0	0	0	0	0	
		衛 生	3	4	5	5	6	6	6	6	▲ 1	1	1	0	1	0	0	0	0	
小 計		10	10	10	10	11	11	11	11	▲ 1	0	0	0	1	0	0	0	0		
一 般 行 政 部 門 計		64	60	64	59	59	58	61	57	61	▲ 4	▲ 4	4	▲ 5	0	▲ 1	3	▲ 4	4	
教 育		19	19	19	18	18	16	16	16	▲ 1	0	0	▲ 1	0	▲ 2	0	0	0		
消 防										0	0	0	0	0	0	0	0	0		
普 通 会 計 計		83	79	83	77	77	74	77	73	77	▲ 5	▲ 4	4	▲ 6	0	▲ 3	3	▲ 4	4	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院									0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	水 道	3	3	2	2	2	2	2	1	0	0	▲ 1	0	0	0	0	0	▲ 1		
	下 水 道	8	8	5	3	3	2	2	3	2	1	0	▲ 3	▲ 2	0	▲ 1	0	1	▲ 1	
	交 通										0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他	5	5	5	6	5	5	5	5	6	0	0	0	1	▲ 1	0	0	0	1	
	公 営 企 業 等 会 計 部 門 計		16	16	12	11	10	9	9	10	9	1	0	▲ 4	▲ 1	▲ 1	▲ 1	0	1	▲ 1
総 合 計		99	95	95	88	87	83	86	83	86	▲ 4	▲ 4	0	▲ 7	▲ 1	▲ 4	3	▲ 3	3	

(注) 「職員数」欄は、各年における定員管理調査において報告した部門別職員である。  
ただし、教育長および常勤的非常勤職員は除くものとする。

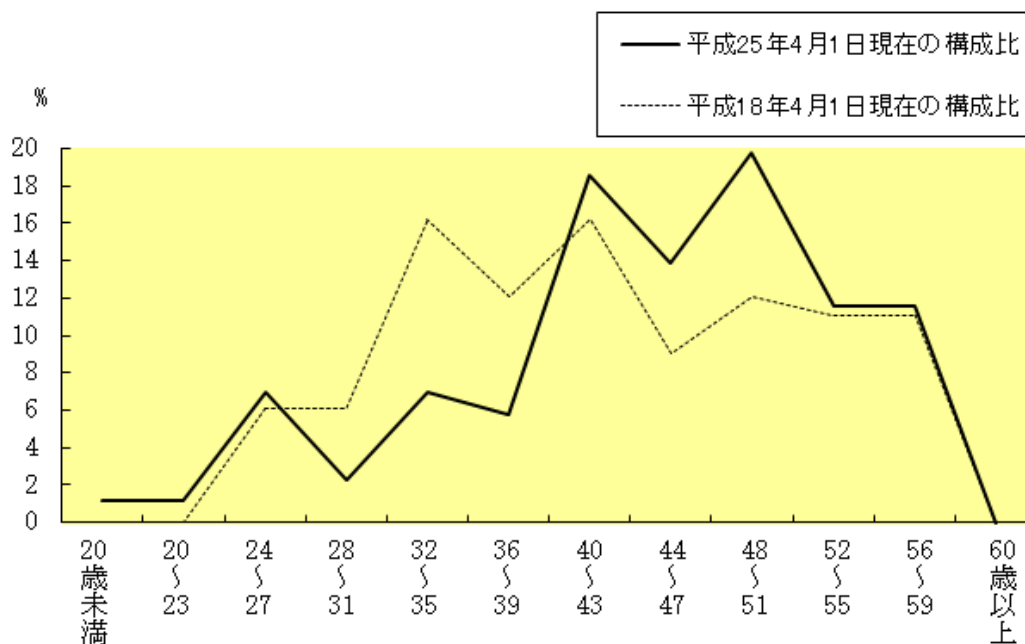
(単位:人・%)

部門別	年 度									過去7年間の 増減数(率)
	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年		
一 般 行 政	60	64	59	59	58	61	57	61	1 ( 1.7%)	
教 育	19	19	18	18	16	16	16	16	▲ 3 (▲ 15.8%)	
普 通 会 計 計	79	83	77	77	74	77	73	77	▲ 2 (▲ 2.5%)	
公 営 企 業 等 会 計 計	16	12	11	10	9	9	10	9	▲ 7 (▲ 43.8%)	
総 合 計	95	95	88	87	83	86	83	86	▲ 9 (▲ 9.5%)	

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員である。  
ただし、教育長および常勤的非常勤職員は除くものとする。

## (2) 年齢別職員構成の状況

年齢別の職員数は、40歳以上の職員が平成18年4月1日現在の構成比で全体の約60%、平成25年4月1日現在の構成比で約75%を占めており、職員の高齢年齢化が一層進んでいます。



(単位:人・%)

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
25年 職員数	1 (1.2)	1 (1.2)	6 (7.0)	2 (2.3)	6 (7.0)	5 (5.8)	16 (18.6)	12 (13.9)	17 (19.8)	10 (11.6)	10 (11.6)	0 (0.0)	86 (100.0)
18年 職員数	0 (0.0)	2 (0.0)	5 (6.1)	1 (6.1)	8 (16.2)	7 (12.1)	14 (16.2)	13 (9.0)	14 (12.1)	11 (11.1)	8 (11.1)	0 (0.0)	83 (100.0)

### 3 定員適正化計画の内容

#### (1) 計画策定の趣旨

「九度山町第4次長期総合計画」で定められた九度山町の将来像である『「知恵と対話」で守り創造する自然と歴史・文化のわがふるさと紀州九度山』の実現に向け、効率的な行財政運営等の推進をするためには、「九度山町財政健全化計画（集中改革プラン）」により中長期的な視点から財政基盤の確立に取り組み、計画的・効果的な財政運営が求められる。この財政状況の変化等に柔軟に対応するため、歳出全体に占める義務的経費の人件費の割合を適正なものとし、併せて職員の年齢構成の歪みを是正するとともに、より多様化する住民の行政に対するニーズに対応した行政サービスを提供できるよう、合理的かつ最も効果的な定員の適正化を図るため本計画を策定するものです。

#### (2) 計画の期間

本計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とする。

#### (3) 計画の範囲

本計画の範囲は、普通会計および公営企業等会計部門の全職員を対象とする。

#### (4) 基本方針

引き続き、簡素で効率的な組織で、最小の経費で最大の効果を上げる行政システムの確率を目指すため、少数精鋭主義による適正化の推進を図ることを基本方針とします。

#### (5) 適正化の方法

##### ① 事務事業の見直し

限られた財源の中で、多様化・複雑化・高度化する行政需要に迅速かつ的確に対応し、元気な町運営を進めるために、事務事業の見直しによる効率化をより一層図ります。

##### ② 職員配置の適正化

多様化する住民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため、組織全般の総点検を行い、簡素でより効率的な組織を目指すとともに、事務量の変化に連動した職員配置を行います。

##### ③ 計画的な職員採用

職員の年齢構成の偏在を検証するとともに、事業の継続性や人材育成などの長期的な視点に立って、計画的な職員採用を実施し、職員数の適

正化や年齢構成の是正に努めます。

④ 早期退職募集制度の活用

職員の新陳代謝を促進するため、既定の「退職勧奨実施要綱」に代わり、新たな早期退職募集制度を活用します。

⑤ 民間委託等の推進

町民サービスの向上と経費節減を図るため、事務事業の外部委託や公の施設の管理運営については指定管理者制度を導入するなど民間活力を積極的に活用します。

⑥ 非常勤職員、臨時職員の活用

業務内容全般について精査をし、臨時的業務や専門的知識を要する業務等を洗い出した上で、職務内容、責任の位置づけ等を考慮し、対応可能な業務については、非常勤職員、臨時職員を積極的に活用するとともに、適正な配置に努めます。

(6) 計画の目標

平成18年2月に策定した「九度山町定員適正化計画」における平成22年度末職員数と同じ、職員数87人以内を目標数値とする。

ただし、目標数値については、その計画期間中の業務量等により、各年度における若干の職員数の増減があるものとする。

【年度別目標】

(単位：人)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
職員数（4月1日）	86	87	88	87	88	89
退職予定者数	2	2	4	2	2	5
職員数（3月31日）	84	85	84	85	86	84
翌年度採用予定者数	3	3	3	3	3	3

(7) 計画の公表と見直し

この計画は、町ホームページ等を活用して公表するとともに、早期退職者の状況などを考慮し、必要に応じて見直しを行います。